

営繕工事における「専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領」の改定予定について

令和8年3月、国土交通省が公共建築工事積算基準の改正を行いました。

【改正概要】

- ・専門工事業者等の諸経費について、「工事内容ごとの下請経费率（下表赤字の率）」を廃止し、「労務費に乗ずる諸経费率」と「材料に乗ずる諸経费率」を新たに設立
- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事の一般管理費等の率の改正（別表15）

これに伴い、「専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領」で定めている「下表二重下線部の計算」が困難となったことから、**令和8年8月に赤字のとおりに改定する予定です。**

		改定予定（令和8年8月設計から）	改定前（令和8年7月設計まで）							
直接工事費の単価		専門工事業者の諸経費を含む単価	専門工事業者の下請経費（ <u>「工事内容ごとの諸経费率」＝赤字の率</u> ）を除く単価							
共通仮設費（積み上げ）		共通仮設費（積み上げ）に計上	直接工事費の直接仮設工事に計上							
共通費（率）	共通仮設費	直接工事費（処分費除く）の1%	－（一般管理費に一式計上）							
	現場管理費	「直接工事費（処分費除く）と共通仮設費の合計」の2%	－（一般管理費に一式計上）							
	一般管理費等	建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事と同様、「直接工事費と共通仮設費と現場管理費の合計（工事原価）」にて算出 公共建築工事共通費積算基準 別表－15 一般管理費等（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事） <table border="1"> <tr> <td>工事原価</td><td>3百万円以下</td><td>3百万円を超え30億円以下</td><td>30億円を超える</td></tr> <tr> <td>一般管理費等率</td><td>20.11%</td><td>一般管理費等率算定式により算定された率</td><td>9.34%</td></tr> </table> 算定式 $G_p = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円） 注1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	工事原価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える	一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%
工事原価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える							
一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%							